

平成30年 No.28

○東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程

改正理由

東京学芸大学教員養成開発連携センターにおける会議の精選を目的として、運営委員会の委員を見直すとともに、各部門等の庶務担当をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 9 月12日 教育研究評議会 審議・承認

.

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 9 月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第21号

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程（平成25年規程第22号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教員養成開発連携センターにおける会議の精選を目的として、運営委員会の委員を見直すとともに、各部門等の庶務担当をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (部門及び事業) 第4条 センターに次に掲げる部門を置き、それぞれ次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 2 前項で定める3つの部門には、それぞれ部門長を置く。 3 <u>事業計画等に応じて第1項に定める部門に属さないプロジェクトを置くことができる。</u> 4 <u>第1項第3号に定める先導的実践プログラム部門には、事業計画等に応じて必要なプロジェクトを置くことができる。</u> 5 <u>前2項に定めるプロジェクトに、それぞれ責任者を置く。</u> (職員) 第5条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 5 <u>前条第5項に規定するプロジェクトの責任者は、センター長が指名する。</u> 〔省略〕 (運営委員会) 第9条 〔省略〕 (審議事項) 第10条 〔省略〕 (1)～(4) 〔省略〕	〔省略〕 (部門及び事業) 第4条 センターに次に掲げる部門を置き、それぞれ次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 〔省略〕 2 前項で定める3つの部門には、それぞれ部門長を置く。 3 <u>前項で定める部門の他に、事業計画等に応じて必要な部門を置くことができる。</u> (職員) 第5条 センターにセンター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 前条第2項に規定する部門長は、センター長が指名する者をもって充て、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任部門長の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (運営委員会) 第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第10条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) センターの運営の基本方針に関すること。 (2) センターの職員の人事に関すること。 (3) センターの予算に関すること。

(組織) 第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 部門長 (3) <u>第4条第3項に規定するプロジェクトに置かれる責任者</u> (4) <u>第4条第4項に規定するプロジェクトに置かれる責任者</u> (5) センターに所属する専任教員 (6) 事務局長 (7) 総務部担当課長（教育インキュベーション推進） (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) 第12条 前条第<u>8</u>号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (庶務) 第17条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。 2 センターに置く部門の庶務については次のとおりとする。 (1) IR部門（学務部） (2) 研修・交流支援部門（総務部） (3) 先導的実践プログラム部門（教育研究支援部<u>及び総務部</u>） 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u>	(4) その他センターの管理運営に関すること。 (組織) 第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 部門長 (3) センターに所属する専任教員 (4) 事務局長 (5) 総務部担当課長（教育インキュベーション推進） (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) 第12条 前条第<u>6</u>号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (庶務) 第17条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。 2 センターに置く部門等の庶務については次のとおりとする。 (1) IR部門（学務部） (2) 研修・交流支援部門（総務部） (3) 先導的実践プログラム部門<u>及びその他の部門</u>（教育研究支援部） (4) <u>予算要求・執行・決算等の業務（財務施設部）</u> 〔省略〕
---	---